

東近江市風景づくり条例(素案)	守山市景観条例	彦根市景観条例	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、東近江市における風景づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、東近江市の風景を未来に継承し、心豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、守山市における良好な景観の形成を推進するため、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力あるまちづくりの実現を図り、もって市民生活の向上ならびに市民経済および地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他良好な景観の形成(以下「景観形成」という。)に関して必要な事項を定めることにより、市民の生活の姿である景観を保全し、育成し、または創造し、もって彦根市を美しく魅力あるまちとすることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、県土の景観形成に関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項および景観指針の策定その他必要な事項を定めることにより、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的とする。</p>
<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほかは、法において使用する用語の例による。</p> <p>(1)風景づくり 東近江市の自然、歴史、文化等に培われた良好な風景を守り育てるとともに、新たな魅力ある風景を創造することをいう。</p> <p>(2)市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内の土地、建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(3)事業者 市内において事業活動を行う全ての法人その他の団体及び市内の土地、建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(4)工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。〔規則委任〕</p>	<p>(基本理念) 第2条 市、市民および事業者は、比良・比叡の山並みおよび三上山の眺望を確保しつつ、琵琶湖、野洲川および田園の風景を保全し、ならびにホテルが舞う緑豊かな市街地景観を創出する等、三者が協働し、守山市固有の景観を守り、育て、創り、市民が誇りと愛着を持てる「のどかな田園都市」に相応しい景観形成を推進するものとする。</p> <p>(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(2)工作物 土地に定着する工作物その他の工作物で規則で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他良好な景観の形成(以下「景観形成」という。)に関して必要な事項を定めることにより、市民の生活の姿である景観を保全し、育成し、または創造し、もって彦根市を美しく魅力あるまちとすることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の例による。</p> <p>(1) 景観形成 良好な景観を保全し、もしくは創造し、または良好な景観に修復することをいう。</p> <p>(2) 琵琶湖 河川法(昭和39年法律第167号)の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域をいう。</p> <p>(3) 大規模建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)で高さ13メートル以上もしくは4階建て以上のもまたは工作物(建築物を除く。以下同じ。)で高さ13メートル以上のものうち規則で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 景観形成 良好な景観を保全し、もしくは創造し、または良好な景観に修復することをいう。</p> <p>(2) 琵琶湖 河川法(昭和39年法律第167号)の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域をいう。</p> <p>(3) 大規模建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)で高さ13メートル以上もしくは4階建て以上のもまたは工作物(建築物を除く。以下同じ。)で高さ13メートル以上のものうち規則で定めるものをいう。</p>
<p>(市の責務) 第5条 市長は、風景づくりを推進するため、総合的な施策を策定し、これの実施に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、風景づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、風景づくりの先導的役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>4 市長は、市民及び事業者の風景づくりに関する知識の普及及び意識の向上に努めるとともに、風景づくりに関する情報の提供その他支援に努めなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市長は、第2条の基本理念のっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、および実施しなければならない。</p> <p>2 市長は、景観法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、景観の形成に関する施策の実効性を高めなければならない。</p> <p>3 市長は、道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に先導的役割を果たさなければならない。</p> <p>4 市長は、市民および事業者が良好な景観の形成に積極的な役割を果たすことができるよう、良好な景観に関する知識の普及および意識の高揚を図らなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第3条 市長は、景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、景観形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、景観形成のために講ずべき施策の策定および実施に必要な調査ならびに研究に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、市民および事業者が景観形成に寄与することができるよう、景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(県の責務) 第3条 県は、県土の景観形成に関し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施するものとする。</p> <p>2 県は、県土の景観形成に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う景観形成に関する施策との調整に努めるものとする。</p>
<p>(市民の責務) 第3条 市民は、自らが風景づくりの主体であることを認識し、自主的かつ積極的に風景づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する風景づくりに関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(市民の責務) 第5条 市民は、第2条の基本理念のっとり、自らが景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>3 市民は、良好な景観の形成に関し、相互に協力しなければならない。</p> <p>4 市民は、建築物の建築等もしくは工作物の建設等または土地の区画形質の変更を行うおとときは、良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務) 第4条 市民は、自らも景観形成の主体であることを認識し、景観形成について積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が行う景観形成に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(市民の責務) 第4条 県民および事業者(以下「県民等」という。)は、県土の景観形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。</p>
<p>(事業者の責務) 第4条 事業者は、自らの施設及び事業活動が風景づくりに影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に風景づくりに努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が実施する風景づくりに関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(事業者の責務) 第6条 事業者は、第2条の基本理念のっとり、その事業活動が景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、市内での事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が行う景観形成に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(啓発) 第5条 県は、県民等が県土の景観形成についての理解を深めるよう、啓発に努めなければならない。</p>
<p>第2章 風景づくり基本計画</p> <p>(風景づくり基本計画) 第6条 市長は、風景づくりを総合的かつ計画的に進めるため、風景づくりの基本的な考え方を明らかにした東近江市風景づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民等の意見を聴取し、反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ第28条に規定する東近江市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。</p>			<p>第2章 県土の一体的な景観形成</p> <p>(景観指針) 第6条 知事は、県土の一体的な景観形成を図るため、県の施策および県民等の取組の指針となるべき事項(以下「景観指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 景観指針には、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 景観形成に関する基本目標</p> <p>(2) 景観形成を図るための方策に関する基本的な事項</p> <p>(3) その他県土の一体的な景観形成に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、景観指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、景観指針を定めたときは、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、景観指針の変更について準用する。</p>
<p>(総合的な風景づくりの推進) 第7条 市長は、風景づくりを総合的かつ効果的に推進するため、風景づくりに関連する法に基づく諸制度を積極的に活用するとともに、市が実施する施策等と調整及び連携を図るものとする。</p> <p>(風景づくり市民団体の認定等) 第8条 市長は、一定の地域の風景づくりを目的として活動する市民団体で、規則で定める要件を満たすものを、風景づくり市民団体として認定することができる。〔規則委任〕</p> <p>2 前項の規定により認定を受けた団体は、法第11条第2項の規定による条例で定める団体とする。</p> <p>3 第1項の規定による認定を受けようとする団体は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。〔規則委任〕</p> <p>4 市長は、風景づくり市民団体が認定の要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p>			<p>(景観行政団体協議会) 第7条 知事は、他の景観行政団体(法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)と連携して、県土の一体的な景観形成を図るために必要な協議を行うための組織(以下「景観行政団体協議会」という。)の整備に努めるものとする。</p> <p>2 景観行政団体協議会においては、次に掲げる事項について協議を行うものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる地域における景観形成を図るため景観行政団体が連携して取り組む必要がある事項</p> <p>ア 琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域</p> <p>イ 景観形成上重要な道路およびその沿道の地域</p> <p>ウ 景観形成上重要な河川およびその河川沿いの地域</p> <p>(2) その他景観行政団体における景観形成に関する事項のうち他の景観行政団体の景観形成に与える影響を考慮する必要がある事項</p>
<p>(重要視定点の指定) 第10条 市長は、特に優れた東近江市固有の景観を眺望できる視定点を、重要視定点として指定することができる。</p> <p>2 市長は、重要視定点を指定しようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 市長は、重要視定点を指定しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(重要視定点の整備等) 第11条 市長は、重要視定点を指定したときは、当該視定点の整備及び保全に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、重要視定点からの眺望景観を保全するために、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>			<p>(市町への協力要請) 第8条 知事は、県が実施する県土の景観形成に関する施策の推進について、市町に対して必要な協力を要請することができる。</p>
<p>(緑地の推進) 第12条 市民、事業者及び市長は、山林、樹木及び緑地が東近江市の風景づくりに果たす重要性を認識し、東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例(平成19年条例第29号)及び東近江市にぎわい里山づくり条例(平成18年条例第34号)の定めによるほか、緑地の保全と緑地の推進に必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>			
<p>(表彰) 第13条 市長は、風景づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。</p> <p>2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。</p>	<p>(表彰) 第22条 市長は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行っている者または団体で、市民意識の高揚を図り、または模範となるものについて、必要があると認めるときは表彰することができる。</p>	<p>(表彰) 第25条 市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物等およびその他の物件について、その所有者、設計者または施工者を表彰することができる。</p> <p>2 市長は、地域の景観形成に寄与していると認められる個人および団体の活動について、表彰することができる。</p>	
<p>(支援) 第14条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する費用の一部を助成することができる。</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、風景づくりに寄与すると認められる行為を行うおとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することができる。</p>		<p>(景観形成に係る助成等) 第26条 市長は、地域・地区内において第10条の規定により届出をした者が景観形成に著しく寄与すると認められる行為をする場合にあっては、その行為に要する経費の一部を助成することができる。</p> <p>(景観形成協定に対する助成等) 第27条 市長は、第22条の規定により認定した景観形成協定その他規則で定める協定を締結した者が行う景観形成を図るための行為に対して技術的援助を行い、またはその行為、活動もしくは運営に要する経費の一部を助成することができる。</p>	

第4章 景観計画	第2章 景観計画の策定等	第2章 景観計画等	第3章 景観計画の策定
(景観計画の策定) 第15条 市長は、基本計画を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。 2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条に定めるもののほか、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。	(景観計画) 第7条 市長は、良好な景観の形成を促進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。 (ゾーンと軸の指定) 第8条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)の区域において、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図るために、区域として次に掲げるゾーンまたは軸を指定するものとする。 (1) 中心商業地ゾーン、(2) 一般市街地ゾーン、(3) 工業地ゾーン・路・・・	(景観計画の策定) 第7条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として景観計画を定めなければならない。 第8条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、あらかじめ産根市景観審議会の意見を聴かなければならない。 2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。 第9条 市長は、景観計画を補完するため、特に必要と認められる区域を景観形成地域または景観形成地区（以下「地域・地区」という。）として指定することができる。 2 市長は、地域・地区を指定するときは、当該地域・地区ごとにその特性に応じた景観形成に関する方針（以下「景観形成方針」という。）を定めなければならない。 3 景観形成方針は、当該地域・地区の特性に応じた景観形成の目標、基本的な方針その他市長が必要と認める事項について定めなければならない。 4 市長は、地域・地区を指定し、景観形成方針を定めようとするとき、またはこれらの変更もしくは解除の手続を行うときは、前条の規定を準用する。	(景観計画) 第9条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）には、次に掲げる区域を定めることができる。 (1) 琵琶湖景観形成地域 (2) 琵琶湖景観形成特別地区 (3) 沿道景観形成地区 (4) 河川景観形成地区 2 琵琶湖景観形成地域は、琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域のうち次の各号のいずれかに該当すると認められる区域とする。 (1) 湖辺の砂浜、ヨシ原、水生植物群落、樹林等の自然景観が琵琶湖または内湖（以下「琵琶湖等」という。）と一体となつて個性ある景観を呈している区域 (2) 湖辺の神社仏閣、遺跡、鎮守の森等の歴史の景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域 (3) 湖辺またはその周辺の市街地、集落地、港湾、田畑等の人文的景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域 (4) その他琵琶湖等と一体となつて個性ある景観形成を図る必要がある区域 3 琵琶湖景観形成特別地区は、琵琶湖景観形成地域のうち特に良好な景観を呈していると認められる区域または湖岸と一体となつて特に景観形成を図る必要があると認められる区域とする。 4 沿道景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および河川景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる河川の区間およびその河川沿いの景観形成を図るため必要と認められる区域とする。 (1) 琵琶湖または県の代表的な山陵の眺望が良好な道路の区間 (2) 沿道における景観が良好な道路の区間 (3) 主要な道路の区間のうち、県民生活上または観光上特に重要な道路の区間 5 河川景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および沿道景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる河川の区間およびその河川沿いの景観形成を図るため必要と認められる区域と定める。 (1) 周辺の景観と調和した良好な景観を呈している河川の区間 (2) 主要な河川の区間のうち、県民生活上または観光上特に重要な河川の区間 6 法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、第1項各号に掲げる区域および当該区域以外の景観計画区域ごとに定めることができる。 (策定の手続) 第10条 知事は、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
(景観形成重点地域及び景観形成重点地区) 第16条 市長は、景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）内において良好な景観の形成を図るため、特に必要と認められる広域的かつ連続的な区域を景観形成重点地域（以下「重点地域」という。）として指定し、景観計画に定めることができる。 2 市長は、景観計画区域内において良好な景観の形成を図るため、特に必要と認められる一団の区域を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定し、景観計画に定めることができる。 3 市長は、重点地域又は重点地区を指定するときは、当該地域、地区ごとにその特性に応じ、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 良好な景観の形成に関する方針 (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (3) その他良好な景観の形成に必要な事項	(景観計画への適合) 第9条 市は、建築物の建築等または工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物または工作物を景観計画に適合させなければならない。 2 建築物の建築等または工作物の建設等を行う者は、当該建築物または工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。 (景観計画の提案団体) 第10条 法第11条第2項の規定により条例で定める団体は、まちづくりの推進を図る活動を行う団体で規則で定める要件を満たすものとする。	(景観計画への適合) 第9条 市は、建築物の建築等または工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物または工作物を景観計画に適合させなければならない。 2 建築物の建築等または工作物の建設等を行う者は、当該建築物または工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。 (景観計画の提案団体) 第10条 法第11条第2項の規定により条例で定める団体は、まちづくりの推進を図る活動を行う団体で規則で定める要件を満たすものとする。	(景観計画への適合) 第9条 市は、建築物の建築等または工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物または工作物を景観計画に適合させなければならない。 2 建築物の建築等または工作物の建設等を行う者は、当該建築物または工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。 (景観計画の提案団体) 第10条 法第11条第2項の規定により条例で定める団体は、まちづくりの推進を図る活動を行う団体で規則で定める要件を満たすものとする。
(景観計画への適合) 第17条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画に適合するよう努めなければならない。 2 市長は、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、景観計画に適合させなければならない。	(景観計画への適合) 第17条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画に適合するよう努めなければならない。 2 市長は、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、景観計画に適合させなければならない。	(景観計画への適合) 第17条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画に適合するよう努めなければならない。 2 市長は、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、景観計画に適合させなければならない。	(景観計画への適合) 第17条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画に適合するよう努めなければならない。 2 市長は、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、景観計画に適合させなければならない。
第5章 行為の規制等	第3章 景観法に基づく行為の届出等	第3章 行為の規制等	第4章 行為の規制等
(届出の方法) 第19条 法第16条第1項の規定により条例で定める届出の方法は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して提出するものとする。「規則委任」 2 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。	(届出の方法) 第11条 法第16条第1項第4号の規定による良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い条例で定める行為は、湖岸景観ゾーンおよび中山道軸内における次に掲げる行為とする。 (1) 木竹の伐採（景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1項第2号に規定するものうち、伐採にかかるもの） (2) 屋外における物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第4号に規定するもの）	(届出の方法) 第10条 法第16条の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る行為の内容を示す書類を届出書に添付しなければならない。 (届出を要する行為) 第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号、第2号（木竹の植栽を除く。）、第4号および第5号に掲げる行為とする。	第1節 行為の規制 第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、行為をしようとする者の氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに行為の完了予定日とする。 3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。 (1) 琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区を除く。）次に掲げる行為 ア 木竹の伐採 イ 屋外における物件の堆（たい）積 (2) 琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区および河川景観形成地区 次に掲げる行為 ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 イ 木竹の伐採 ウ 屋外における物件の堆（たい）積 エ 水面の埋立てまたは干拓 4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施工方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (届出を要しない行為) 第12条 知事は、法第16条第3項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴くことができる。 2 知事は、法第16条第3項の規定による届出をした場合において、必要があると認めるときは、その届出を受けた者に対し、その届出に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告させることができる。 3 知事は、法第16条第3項の規定による届出を受けた者が正当な理由がなくその届出に従わなかった場合は、その旨、届出の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(届出を要する行為) 第18条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、重点地域内又は重点地区内における次の各号に掲げる行為とする。 (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（以下「土地の開墾等」という。） (2) 木竹の伐採 (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積（以下「物件の堆積」という。） (4) 水面の埋立て又は干拓（以下「水面の埋立て等」という。）	(届出を要する行為) 第11条 法第16条第1項第4号の規定による良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い条例で定める行為は、湖岸景観ゾーンおよび中山道軸内における次に掲げる行為とする。 (1) 木竹の伐採（景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1項第2号に規定するものうち、伐採にかかるもの） (2) 屋外における物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第4号に規定するもの）	(届出を要する行為) 第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号、第2号（木竹の植栽を除く。）、第4号および第5号に掲げる行為とする。	(行為の届出) 第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、行為をしようとする者の氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに行為の完了予定日とする。 3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。 (1) 琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区を除く。）次に掲げる行為 ア 木竹の伐採 イ 屋外における物件の堆（たい）積 (2) 琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区および河川景観形成地区 次に掲げる行為 ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 イ 木竹の伐採 ウ 屋外における物件の堆（たい）積 エ 水面の埋立てまたは干拓 4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施工方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (届出を要しない行為) 第12条 知事は、法第16条第3項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴くことができる。 2 知事は、法第16条第3項の規定による届出をした場合において、必要があると認めるときは、その届出を受けた者に対し、その届出に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告させることができる。 3 知事は、法第16条第3項の規定による届出を受けた者が正当な理由がなくその届出に従わなかった場合は、その旨、届出の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(届出を要しない行為) 第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。 (1) 滋賀県風致地区内における建築物等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条第3条の規定による通知をして行う行為 (2) 東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年条例第127号）第4条第1項の規定による許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議若しくは同条例第7条の規定による通知をして行う行為	(届出を要しない行為) 第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為のうち、湖岸景観ゾーンおよび中山道軸内におけるものは、次に掲げる行為とする。 (1) 建築物の新築、増築、改築または移転で、当該建築物の延べ床面積（増築にあっては、増築後の延べ床面積。以下同じ。）が10平方メートル以下で、かつ、高さ（増築にあっては、増築後の高さ。以下同じ。）が5メートル以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更で、その面積の合計が10平方メートル以下のもの	(届出を要しない行為) 第12条 景観計画に定める地域・地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 滋賀県風致地区内における建築物等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可を受け、または同条第3項の規定による協議もしくは同条第3条の規定による通知をして行う行為 (2) 産根市風致地区内における建築物等の規制に関する条例（平成16年産根市条例第2号）第2条第1項の規定による許可を受け、または同条第3項の規定による協議もしくは同条第3条の規定による通知をして行う行為	(届出を要しない行為) 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの (2) 規則で定める工作物以外の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

	(3)自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項又は第14条第3項の規定による許可を受けて行う行為	(3)工作物(垣(生垣を除く。)、さく、へい、擁壁その他これらに類するものを除く。)、新設、増築、改築または移転で、高さが5メートル以下のもの	(3)自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項の規定による許可を受けて行う行為	(3)法令または他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの
	(4)滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)第16条第3項の規定による許可を受けて行う行為	(4)工作物(垣(生垣を除く。)、さく、へい、擁壁その他これらに類するもの)の新設、増築、改築または移転で、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの	(4)森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項、第34条第1項もしくは第2項または第49条第1項の規定による許可を受けて行う行為	(4)法令または他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為
	(5)森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項、第34条第1項若しくは第2項又は第49条第1項の規定による許可を受けて行う行為	(5)工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	(5)文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する国宝、重要文化財もしくは重要有形民族文化財もしくは滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)に規定する滋賀県指定有形文化財もしくは滋賀県指定有形民族文化財または産根市文化財保護条例(昭和47年産根市条例第11号)に規定する産根市指定有形民族文化財に指定された建築物等の改築、増築、移転もしくは外観の模様替えもしくは色彩の変更	(5)国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの以外の行為
	(6)砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受け、河川法(昭和39年法律第167号)第25条の規定による許可を受けて行う行為	(6)第11条第1項第1号に規定するものうち、高さが5メートル以下のもの	(6)建築物の新築、増築、改築または移転で、これらの行為による当該建築物の外観に係る部分の見付面積10平方メートル未満のもの	(6)琵琶湖景観形成地域、沿道景観形成地区および河川景観形成地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更(以下「新築等」という。)以外の行為
	(7)規則第2条各号に掲げる工作物以外の工作物の建設等	(7)第11条第1項第2号に規定するものうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、面積が100平方メートル以下のもの、または堆積する期間が30日間以内のもの	(7)建築物の修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積10平方メートル未満のもの	
	(8)重点地域又は重点地区における行為で別表第1に定める行為 [別表]	(8)都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為	(8)工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更で、これらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積10平方メートル未満のもの	
	(9)景観計画区域内(重点地域及び重点地区を除く。)における行為で都市計画の区分に応じ、別表第2に定める行為 [別表]	(9)前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則に定める行為	(9)法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、開発面積が1,000平方メートル未満の開発行為	
(助言及び指導)	第21条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる	2 前項に規定する区域外における法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。	(10)法第16条第7項第1号に掲げる行為その他の行為で政令第8条で定めるもののほか、規則で定めるもの	
		(1)建築物の新築、増築、改築または移転で、次に掲げる要件をすべて満たすもの ア 延べ床面積が1,000平方メートル以下の建築物 イ 高さが13メートル未満の建築物 ウ 4階建て未満の建築物	2 前項の地域・地区以外の景観計画区域における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前条に定めるものならびに別表第1に定めるものならびに前項第4号および第5号に掲げる行為とする。	
		(2)建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、前号ア、イおよびウの要件をすべて満たすもの、または、修繕等の行為部分の面積が総外壁面積の2分の1以下のもの		
		(3)工作物の新設、増築、改築または移転で、高さが13メートル未満のもの		
		(4)工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更		
		(5)前項第8号に規定する開発行為		
		(6)前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則に定める行為		
(特定届出対象行為)	第22条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項又は第2項に掲げる行為のうち、届出を要する行為とする。	(特定届出対象行為) 第14条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号および第2号に掲げるものとする。	(特定届出対象行為) 第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号および第2号ならびに第11号ならびに第12条に掲げる行為のうち、届出を要する行為のすべてとする。	(特定届出対象行為) 第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号または第2号の届出を要する行為とする。
(勧告、命令の手続)	第23条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。	(変更命令等の手続) 第15条 市長は、法第17条第1項本文の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、弁明の機会を付与しなければならない。	(助言および指導) 第14条 市長は、法第16条第1項により届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、または指導することができる。	(変更命令の手続等) 第15条 知事は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じ、または同条第5項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合であつて、当該命令の対象となる特定届出対象行為(同項に規定する特定届出対象行為をいう。)について第18条第1項の規定により景観影響調査書が提出され、同条第2項の規定により当該景観影響調査書の内容について既に滋賀県景観審議会の意見を聴いているときは、この限りでない。
		2 市長は、法第17条第1項本文の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、または、同条第5項の規定により原状回復を命じ、もしくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を都市計画審議会に報告しなければならない。	(勧告、命令に係る手続) 第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項または第5項の規定による命令、前条の規定による助言または指導、第17条の規定による要請等の同法またはこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ産根市景観審議会の意見を聴くことができる。	第2節 公共事業等
(公表)	第24条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	(公表) 第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	(報告および公表) 第16条 前2条の規定による助言、指導、勧告または命令を受けた者は、これらによって講じた措置について、規則で定めるところにより市に報告しなければならない。	(公共事業等の技術指針) 第16条 知事は、県(規則で定める公共団体を含む。)が第9条第1項各号に掲げる区域内において公共事業または公共施設の建設等(法第16条第5項の通知に係るものを除く。次条において同じ。)を行う場合に遵守すべき景観形成のための技術指針(以下「公共事業等の技術指針」という。)を定めるものとする。 2 知事は、公共事業等の技術指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。 3 知事は、公共事業等の技術指針を定めるときは、これを公表するものとする。
		2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。	2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該勧告の内容および当該勧告を受けた者の氏名または名称を公表することができる。	
		3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、守山市都市計画審議会条例(昭和44年条例第26号)に規定する守山市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を都市計画審議会に報告しなければならない。	3 市長は、第1項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて調査を実施することができる。	
			(空地等の管理に関する要請) 第17条 市長は、地域・地区の空地・建築物等が当該地域・地区の景観形成に支障を及ぼしているとき認めるときは、当該空地・建築物等所有者、占有者または管理者に対し、周辺景観に配慮した管理を行うよう要請することができる。	第3節 景観影響調査
				(景観影響調査) 第18条 法第16条第1項の規定による届出(琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限り。)をしようとする者は、当該届出に係る行為が景観に与える影響の調査を行い、その調査の結果を記載した景観影響調査書(以下「調査書」という。)を作成し、当該届出の30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、当該届出が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限りでない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域内および法令または他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行われる行為 (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条から第27条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為 (3) 滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条から第22条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為
				2 知事は、前項の規定による調査書の提出があつたときは、当該調査書の内容について関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。 3 前2項の規定は、法第16条第5項の規定による通知(琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限り。)をしようとするものについて準用する。この場合において、第1項中「当該届出の30日前までに」とあるのは、「当該通知をすつとすに」と読み替えるものとする。
				(景観調査指針) 第19条 前条第1項の景観に与える影響の調査は、知事が別に定める景観調査指針に従い行われなければならない。 2 景観調査指針には、調査の手法、調査書の作成方法その他規則で定める事項を定めるものとする。 3 知事は、景観調査指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。 4 知事は、景観調査指針を定めるときは、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、景観調査指針の変更について準用する。
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木	(景観重要建造物の指定及び解除) 第25条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物を指定しようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。 2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。	第16条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定をしようとするときは、都市計画審議会の意見を聴くものとする。 2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。	(景観重要建造物等) 第18条 市長は、景観重要建造物または景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ産根市景観審議会の意見を聴かなければならない。 2 市長は、法第22条第1項または第31条第1項の規定による許可をするに当たって必要と認めるときは、あらかじめ産根市景観審議会の意見を聴くことができる。	第5章 景観重要建造物等 第1節 景観重要建造物 第20条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。法第27条第2項の規定によりその指定を解除しようとするときも同様とする。

	3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。		3 法第21条第2項の規定により設置する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見えやすい場所に設置するものとする。	(標識の設置)	第19条 法第21条第2項または第30条第2項に規定する標識は、公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。	(原状回復命令等の手続)	第21条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。	
			4 第1項および第2項の規定は、法第27条第2項の規定に基づく景観重要建造物の指定の解除について準用する。	(滅失等の届出)	第20条 景観重要建造物または景観重要樹木の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、もしくは損壊し、または当該景観重要樹木が滅失し、枯死し、もしくは損壊した場合は、その旨を市長に届け出なければならない。	(管理の方法の基準)	第22条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。 (1) 景観重要建造物の修繕は、特別の理由がある場合を除き、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。 (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防火上必要な措置を講ずること。 (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および設備の状況を定期的に点検すること。 (4) その他規則で定めるもの	
(景観重要樹木の指定及び解除)	第26条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木を指定しようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。 2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。	(景観重要樹木の指定および解除)	第18条 市長は、法第28条第1項の規定に基づく景観重要樹木の指定をしようとするときは、都市計画審議会の意見を聴くものとする。 2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。					
	3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。		3 法第30条第3項の規定により設置する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見えやすい場所に設置するものとする。					
(管理の方法の基準)	第27条 法第25条第2項の規定による景観重要建造物の管理の方法の基準は、規則で定める。[規則委任]		4 第1項および第2項の規定は、法第35条第2項の規定に基づく景観重要樹木の指定の解除について準用する。			(管理に関する命令または勧告の手続)	第23条 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。	
	2 法第33条第2項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、規則で定める。[規則委任]	(原状回復命令等の手続)	第19条 市長は、法第32条第1項の規定により原状回復を命じ、またはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。				第2節 景観重要樹木	
						(景観重要樹木の指定の手続等)	第24条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。法第35条第2項の規定によりその指定を解除しようとするときも同様とする。	
						(原状回復命令等の手続)	第25条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。	
						(管理の方法の基準)	第26条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。 (1) 景観重要樹木の良好な景観の保全のため、剪(せん)定その他必要な措置を講ずること。 (2) 景観重要樹木の滅失または枯死を防ぐため、病害虫の駆除その他必要な措置を講ずること。 (3) その他規則で定めるもの	
						(管理に関する命令または勧告の手続)	第27条 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。	
						第5章 景観形成協定	第6章 近隣景観形成協定等	
				(景観形成協定の締結)	第21条 一定の区域内に存する土地、建築物、工作物または広告物もしくは広告物を掲出する物件の所有者またはそれらを使用することができる権原を有する者は、その区域における景観の形成についての協定(以下「景観形成協定」という。)を締結することができる。	(近隣景観形成協定の締結)	第28条 県民等は、相互に協力し、美しく住みよいまちづくりを進めるため、その所有し、または管理する土地(道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。)または建築物もしくは工作物について、一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する協定を締結することができる。	
				(景観形成協定の認定)	第22条 前条の規定により景観形成協定を締結した者は、規則で定める事項を記載した景観形成協定書を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出し、その認定を求めることができる。 2 市長は、前項に規定する景観形成協定書の提出があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認定することができる。 3 市長は、前項の規定により景観形成協定を認定したときは、当該景観形成協定の内容を告示しなければならない。 4 景観形成協定を締結した者は、当該景観形成協定の変更または廃止をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。 5 市長は、前項の規定による廃止の届出を受領したときまたは当該景観形成の内容およびその運用が景観の形成に適切でなくなったと認めるときは、第2項の認定を取り消すものとする。この場合において、市長はその旨を告示するものとする。 6 市長は、景観形成協定を認定し、または認定を取り消す場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ彦根市景観審議会の意見を聴くことができる。		2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 協定の名称、目的およびその対象となる土地の区域に関する事項 (2) 建築物または工作物の形態、意匠、色彩等の調和、緑化、樹木等の保全等景観形成に関し必要な事項 (3) 協定の有効期間に関する事項 (4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項	
							3 市町長は、第1項の規定により締結された協定の内容が当該市町における景観形成に資するものであると認めるときは、近隣景観形成協定として認定しよう知事に推薦することができる。 4 知事は、前項の規定による市町長の推薦があつた場合において、当該協定の内容が県内の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、近隣景観形成協定として認定するものとする。 5 知事は、前項の規定により近隣景観形成協定を認定したときは、当該近隣景観形成協定の内容を公表するものとする。	
							第29条 知事は、近隣景観形成協定および景観協定(法第81条第1項に規定する景観協定をいう。以下同じ。)の締結が促進されるよう、必要な啓発に努めるものとする。 2 知事は、前項の啓発に併せ、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定、都市計画法に基づく地区計画等景観形成を図る上で活用できる制度で、県民等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。	
						(市町への援助)	第30条 県は、市町が近隣景観形成協定または知事の認可に係る景観協定が締結されている区域内において当該協定の関係者が行う景観形成を図るための事業に対し技術的助言その他の援助を行う場合は、その一部について必要な援助を行うことができる。	
							第7章 市町への助言	
						(市町への助言)	第31条 知事は、市町が行う当該市町の景観形成に関する基本的な方針の策定および当該市町の実情に即した景観形成に関する施策について、必要な技術的助言を行うよう努めるものとする。 2 市町長は、当該市町の景観形成に関する基本的な方針の策定および市街地、歴史的建造物の存する区域等における景観形成のための措置、樹木、樹林の保存の措置等当該市町の地域の実情に即した景観形成を図るための施策について、知事に対し、必要な助言を求めようとする。	
				(市民団体の認定)	第23条 市長は、一定の地区における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観形成市民団体(以下「市民団体」という。)として認定することができる。 (1) 市民団体の活動が当該地区における景観形成に有効と認められるものであること。 (2) 市民団体の活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。 (3) 市民団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。 (4) 規則で定める要件を具備する市民団体規約が定められていること。 2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。			
				(市民団体の認定の取消)	第24条 市長は、前条第1項の規定により認定した市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、または市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。			
第7章 東近江市景観審議会								
(設置)	第28条 市長の附属機関として、東近江市景観審議会を置く。 2 景観審議会は、この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、風景づくりに関する事項について調査審議するものとする。 3 景観審議会は、前項の調査審議を行うほか、風景づくりに関して意見を述べることができる。						第8章 彦根市景観審議会	
							第28条 市長の附属機関として、彦根市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査・審議するほか、市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査・審議する。 3 審議会は、前項に規定する調査・審議を行うほか景観に関する事項について、市長に意見を述べることができる。	第8章 滋賀県景観審議会
(組織)	第29条 景観審議会は、委員11人以内をもって組織する。 2 委員は、風景づくりに関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 3 委員の任期は、4年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることを妨げない。 5 前条及び前各項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。[規則委任]	第5章 景観アドバイザー等	第20条 市長は、本市の良好な景観の形成を推進するため、市民活動の支援、建築物等のデザインおよび色彩についての専門的な助言等を行う景観アドバイザーを設置することができる。 2 景観アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。 第21条 市長は、市民および事業者との協働による良好な景観の形成を推進するため、景観に関する情報の収集、事業の企画立案、実施等を行う景観サポーターを設置することができる。 2 景観サポーターに関し必要な事項は、市長が別に定める。	(組織)	第29条 審議会の委員の定数は、規則で定める。 2 委員は、市民の代表および学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、または任命する。 第30条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査・審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を若干人置くことができる。 2 臨時委員は、市長が委嘱し、または任命する。 3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したとき解職されるものとする。	(組織)	第32条 知事の附属機関として滋賀県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、この条例および滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。 3 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。	
				(市民との協働の推進)		(委員の任期)	第31条 第29条で規定する委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
						(会長)	第32条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。	
						(審議会の運営)	第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。	
第8章 雑則								
(委任)	第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。[規則委任]	第7章 雑則	第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任)	第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(規則への委任)	第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和60年規則第1号で昭和60年7月1日から施行。ただし、同条例第1章、第25条、第7章の規定は、同年1月10日から施行)	
附則		付則		付則		付則		
(施行期日)	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第9条並びに第4章、第5章及び第6章の規定は、平成22年10月1日から施行す	(施行期日)	1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。	(施行期日)	1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3章から第7章までの規定は、平成9年4月1日から施行する。			

(経過措置)	2 平成22年10月1日までにふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号)	(経過措置)	2 この条例の施行の日の前日までに、現にふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号)第10条第1項および第2項、第19条第1項ならびに第24条の規定に基づく届出を行った行為については、第3章の規定は適用しない。—	(経過措置)	2 この条例施行の際、現に定められている彦根市都市景観基本計画は、第8条の規定によって定められたものとみなす。この場合において、審議会設置の日までは、「彦根市都市景観審議会」を「彦根市都市景観懇話会」とする。		2 この条例の施行の際現に第24条第1項各号に掲げる行為に着手している者については、同項の規定を適用しない。
	例第24号。以下「県条例」という。)第11条の規定による届出をした行為については、この条例の規定は適用しない。				付 則(平成12年3月28日条例第34号)		3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。 (次のよう)略
	3 第18条に規定する法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、平成22年10月1日から景観計画施行日(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。以下同じ。)の前日までの間においては、同条の規定にかかわらず、県条例第11条第3項に規定する行為とする。				この条例は、平成12年4月1日から施行する。		
	4 第20条に規定する法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、平成22年10月1日から景観計画施行日の前日までの間においては、同条の規定にかかわらず、県条例第13条に規定する行為とする。				付 則(平成18年12月22日条例第52号)	付 則(平成9年条例第17号)	1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、同年8月1日から施行する。
	5 平成22年10月1日から景観計画施行日の前日までの間における第17条及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「景観計画」とあるのは、「滋賀県景観計画(平成20年滋賀県告示第289号)」とする。				この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第3章の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。		2 この条例の施行の際現に、改正後の第10条第1項各号または同条第2項各号に掲げる行為に着手している者については改正後の第13条の2第1項の規定、改正後の第19条第1項各号に掲げる行為に着手している者については改正後の第22条の2第1項の規定、改正後の第24条第1項各号に掲げる行為に着手している者については改正後の第27条の2第1項の規定は、適用しない。
	別表第1(第20条第8号関係) —				別表(第12条関係)	付 則(平成12年条例第74号抄)	1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
						付 則(平成12年条例第81号)	この条例は、平成12年4月1日から施行する。
						付 則(平成13年条例第50号)	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に3条を加える改正規定(第10条の4に係る部分を除く。)、第13条に1項を加える改正規定および第24条第1項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (平成14年規則第57号で平成14年10月1日から施行)
							2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正後の第10条の2第1項各号に掲げる行為に着手している者については、同項の規定は、適用しない。
						付 則(平成16年条例第38号抄)	1 この条例は、規則で定める日から施行する。
						(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)	
						付 則(平成20年条例第25号)	
						(施行期日)	1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第33条の改正規定(同条を第32条とする部分を除く。)、第34条の改正規定(同条を第33条とする部分を除く。)、付則第6項の規定、付則第8項中滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)第12条および第28条の改正規定ならびに付則第9項および第10項の規定は平成20年7月1日から施行する。(平成21年規則第7号で平成21年3月27日から施行)
						(準備行為)	2 景観行政団体協議会(改正後のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(以下「新条例」という。))第7条第1項に規定する景観行政団体協議会をいう。)の整備および景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。)の策定ならびにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第7条および第3章の規定の例により行うことができる。
						(経過措置)	3 この条例の施行前に改正前のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項もしくは第2項、第19条第1項または第24条第1項の規定により届け出られた行為がこの条例の施行前に着手されたものに係る旧条例第10条の3、第13条、第22条および第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
							4 この条例の施行前に着手された琵琶湖景観形成地域の区域のうち琵琶湖景観形成特別地区に含まれない区域内における旧条例第10条第1項各号に掲げる行為、琵琶湖景観形成特別地区内における同条第2項各号に掲げる行為、沿道景観形成地区内もしくは河川景観形成地区内における旧条例第19条第1項各号に掲げる行為または旧条例第24条第1項各号に掲げる行為に係る旧条例第12条、第13条の2第1項、第2項および第4項、第21条、第22条の2第1項、第2項および第4項、第26条ならびに第27条の2の規定の適用については、なお従前の例による。
							5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項または第23条第1項の規定により定められている技術指針は、新条例第16条第1項の規定により定められた公共事業等の技術指針とみなす。
							6 平成20年7月1日から平成21年9月18日までの間において、新たに任命され、または委嘱された滋賀県景観審議会の委員の任期は、新条例第33条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。
							7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
						(滋賀県屋外広告物条例の一部改正)	8 滋賀県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。 (次のよう)略
						(滋賀県屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)	9 平成20年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における前項の規定による改正後の滋賀県屋外広告物条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「第32条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とする。
						(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)	10 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。 (次のよう)略